

# 日 本 大 学 学 則

## 第1章 総 則

### 第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

### 第2節 大学組織

第3条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

2 本大学の学部及び学科は、次のとおりである。

学 部 名	学 科 名
法 学 部	法 律 学 科 政 治 経 済 学 科 新 聞 学 科 経 営 法 学 科 公 共 政 策 学 科
文 理 学 部	哲 学 学 科 史 学 学 科 国 文 学 科 中 国 語 中 国 文 化 学 科 英 文 学 科 ド イ ツ 文 学 科 社 会 学 科 社 会 福 祉 学 科 教 育 学 科 体 育 学 科 心 理 学 科 地 理 学 科 地 球 科 学 科 数 学 学 科 情 報 科 学 科 物 理 学 科 生 命 科 学 科 化 学 学 科
経 済 学 部	経 済 学 科 産 業 経 営 学 科 金 融 公 共 経 済 学 科
商 学 部	商 業 学 科 経 営 学 科 会 計 学 科

芸術学部	写真学科 美術学科 文芸学科 放送学科	映画学科 音楽学科 演劇学科 デザイン学科
国際関係学部	国際総合政策学科	国際教養学科
危機管理学部	危機管理学科	
スポーツ科学部	競技スポーツ学科	
理工学部	土木工学科 建築学科 まちづくり工学科 精密機械工学科 電気工学科 応用情報工学科 物理学	交通システム工学科 海洋建築工学科 機械工学科 航空宇宙工学科 電子工学科 物質応用化学科 数学科
生産工学部	機械工学科 土木工学科 応用分子化学科 数理情報工学科 創生デザイン学科	電気電子工学科 建築工学科 マネジメント工学科 環境安全工学科
工学部	土木工学科 機械工学科 生命応用化学科	建築学科 電気電子工学科 情報工学科
医学部	医学科	
歯学部	歯学科	
松戸歯学部	歯学科	

生物資源科学部	バイオサイエンス学科	動物学科
	海洋生物学科	森林学科
	環境学科	アグリサイエンス学科
	食品開発学科	食品ビジネス学科
	国際共生学科	獣医保健看護学科
	獣医学科	生命農学科
	生命化学科	動物資源科学科
	森林資源科学科	海洋生物資源科学科
	生物環境工学科	食品生命学科
	国際地域開発学科	応用生物科学科
	くらしの生物学科	
薬学部	薬学科	

3 本大学の大学院研究科及び専攻は、次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

研究科名	専攻名	
	博士前期課程 又は修士課程	博士後期課程 又は博士課程
法学研究科	公法学専攻	公法学専攻
	私法学専攻	私法学専攻
	政治学専攻	政治学専攻
新聞学研究科	新聞学専攻	新聞学専攻
文学研究科	哲学専攻	哲学専攻
	史学専攻	日本史専攻
	国文学専攻	外国史専攻
	中国学専攻	国文学専攻
	英文学専攻	中国学専攻
	ドイツ文学専攻	英文学専攻
	社会学専攻	ドイツ文学専攻

	教 育 学 専 攻 心 理 学 専 攻 人 文 地 理 学 専 攻	社 会 学 専 攻 教 育 学 専 攻 心 理 学 専 攻
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻 相 関 理 化 学 専 攻	地球情報数理科学専攻 相 関 理 化 学 専 攻
経済学研究科	経 済 学 専 攻	経 済 学 専 攻
商学研究科	商 学 専 攻 経 営 学 専 攻 会 計 学 専 攻	商 学 専 攻 経 営 学 専 攻 会 計 学 専 攻
芸術学研究科	文 芸 学 専 攻 映 像 芸 術 専 攻 造 形 芸 術 専 攻 音 楽 芸 術 専 攻 舞 台 芸 術 専 攻	芸 術 専 攻
国際関係研究科	国 際 関 係 研 究 専 攻	国 際 関 係 研 究 専 攻
危機管理学研究科	危 機 管 理 学 専 攻	危 機 管 理 学 専 攻
スポーツ科学研究科	ス ポ ー ツ 科 学 専 攻	ス ポ ー ツ 科 学 専 攻
理工学研究科	土 木 工 学 専 攻 交 通 シ ス テ ム 工 学 専 攻 建 築 学 専 攻 海 洋 建 築 工 学 専 攻 ま ち づ ぐ り 工 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻 精 密 機 械 工 学 専 攻 航 空 宇 宙 工 学 専 攻 電 気 工 学 専 攻	土 木 工 学 専 攻 交 通 シ ス テ ム 工 学 専 攻 建 築 学 専 攻 海 洋 建 築 工 学 専 攻 ま ち づ ぐ り 工 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻 精 密 機 械 工 学 専 攻 航 空 宇 宙 工 学 専 攻 電 気 工 学 専 攻

	電 子 工 学 専 攻 情 報 科 学 専 攻 物 質 応 用 化 学 専 攻 物 理 学 専 攻 数 学 専 攻 地 理 学 専 攻 量 子 理 工 学 専 攻	電 子 工 学 専 攻 情 報 科 学 専 攻 物 質 応 用 化 学 専 攻 物 理 学 専 攻 数 学 専 攻 地 理 学 専 攻 量 子 理 工 学 専 攻
生産工学研究科	機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 土 木 工 学 専 攻 建 築 工 学 専 攻 応 用 分 子 化 学 専 攻 マ ネ ジ メ ン ト 工 学 専 攻 数 理 情 報 工 学 専 攻	機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 土 木 工 学 専 攻 建 築 工 学 専 攻 応 用 分 子 化 学 専 攻 マ ネ ジ メ ン ト 工 学 専 攻 数 理 情 報 工 学 専 攻
工学研究科	土 木 工 学 専 攻 建 築 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 生 命 応 用 化 学 専 攻 情 報 工 学 専 攻	土 木 工 学 専 攻 建 築 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 生 命 応 用 化 学 専 攻 情 報 工 学 専 攻
医学研究科		生 理 系 病 理 系 社 会 医 学 系 内 科 系 外 科 系
歯学研究科		歯 学 専 攻
松戸歯学研究科		歯 学 専 攻

生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻
獣医学研究科		獣医学専攻
薬学研究科		薬学専攻
総合社会情報研究科	国際情報専攻 文化情報専攻 人間科学専攻	総合社会情報専攻

専門職学位課程

研究科名	専攻名
法務研究科	法務専攻

4 第2項及び第3項に定める学部及び学科，大学院研究科の課程及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については，別表1に定める。

**第3節 教職員及び教授会**

第4条 本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

2 教職員に関する規定は，別に定める。

第5条 本大学各学部に教授会を置き，専任教授全員，3名以内の専任准教授代表及び事務局長をもって，これを組織する。

第6条 教授会は，学部長が招集し，その議長となる。

第7条 教授会は，総会員の半数以上の出席によって成立する。

第8条 議長は，議事録を作成し，出席者中2名の署名押印を得るものとする。

第9条 教授会は，次の事項を審議し，学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学及び卒業に関すること。
- ② 学位の授与に関すること。
- ③ 前2号に掲げる事項のほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。

- 2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。
- 3 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において教授会が審議することと定められている事項については、教授会はこれを審議し、意見を述べなければならない。
- 4 教授会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第10条 前条の教授会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

第11条 教授会は、次の事項について報告を受けるものとする。

- ① 大学院に関すること。
- ② 学位論文の審査に関すること。
- ③ 当該学部の予算及び決算に関すること。
- ④ その他学長及び学部長が必要と認めたこと。

#### 第4節 学生定員

第12条 本大学学部の学生定員は、次のとおりである。

##### 第一部

学 部 名	学 科 名	毎年入 学定員	収容定員
法 学 部	法 律 学 科	533	2,132
	政 治 経 済 学 科	350	1,400
	新 聞 学 科	200	800
	経 営 法 学 科	200	800
	公 共 政 策 学 科	250	1,000
	計	1,533	6,132
	哲 学 科	88	352
	史 学 科	133	532
	国 文 学 科	133	532
	中 国 語 中 国 文 化 学 科	70	280
	英 文 学 科	133	532

文 理 学 部	ド イ ツ 文 学 科	80	320
	社 会 学 科	210	840
	社 会 福 祉 学 科	60	240
	教 育 学 科	120	480
	体 育 学 科	200	800
	心 理 学 科	130	520
	地 理 学 科	80	320
	地 球 科 学 科	80	320
	数 学 科	73	292
	情 報 科 学 科	80	320
	物 理 学 科	70	280
	生 命 科 学 科	70	280
	化 学 科	90	360
	計	1,900	7,600
経 济 学 部	経 济 学 科	916	3,664
	産 業 経 営 学 科	450	1,800
	金 融 公 共 経 济 学 科	200	800
	計	1,566	6,264
商 学 部	商 業 学 科	666	2,664
	経 営 学 科	350	1,400
	会 計 学 科	250	1,000
	計	1,266	5,064
芸 術 学 部	写 真 学 科	100	400
	映 画 学 科	150	600
	美 術 学 科	60	240
	音 楽 学 科	90	360
	文 芸 学 科	120	480
	演 劇 学 科	126	504

	放送学科	120	480
	デザイン学科	100	400
	計	866	3,464
国際関係学部	国際総合政策学科	383	1,532
	国際教養学科	283	1,132
	計	666	2,664
危機管理学部	危機管理学科	300	1,200
スポーツ科学部	競技スポーツ学科	300	1,200
理工学部	土木工学科	220	880
	交通システム工学科	120	480
	建築学科	250	1,000
	海洋建築工学科	120	480
	まちづくり工学科	100	400
	機械工学科	160	640
	精密機械工学科	140	560
	航空宇宙工学科	120	480
	電気工学科	160	640
	電子工学科	100	400
	応用情報工学科	100	400
	物質応用化学科	200	800
	物理学科	140	560
	数学科	100	400
	計	2,030	8,120
	機械工学科	198	792
	電気電子工学科	176	704
	土木工学科	198	792
	建築工学科	198	792

生産工学部	応用分子化学科	176	704
	マネジメント工学科	176	704
	数理情報工学科	154	616
	環境安全工学科	132	528
	創生デザイン学科	132	528
	計	1,540	6,160
工学部	土木工学科	160	640
	建築学科	190	760
	機械工学科	180	720
	電気電子工学科	180	720
	生命応用化学科	130	520
	情報工学科	190	760
	計	1,030	4,120
医学部	医学科	120	720
歯学部	歯学科	130	780
松戸歯学部	歯学科	130	780
生物資源科学部	バイオサイエンス学科	210	840
	動物学科	136	544
	海洋生物学科	146	584
	森林学科	120	480
	環境学科	130	520
	アグリサイエンス学科	140	560
	食品開発学科	146	584
	食品ビジネス学科	146	584
	国際共生学科	146	584
	獣医保健看護学科	80	320
	獣医学科	120	720
	生命農学科	0	0
	生命化学科	0	0

	動物資源科学科	0	0
	森林資源科学科	0	0
	海洋生物資源科学科	0	0
	生物環境工学科	0	0
	食品生命学科	0	0
	国際地域開発学科	0	0
	応用生物科学科	0	0
	くらしの生物学科	0	0
	計	1,520	6,320
薬学部	薬学科	244	1,464

第二部

法学部	法律学科	200	800
-----	------	-----	-----

(備考) 第一部は、昼間授業、第二部は、夜間授業とする。

2 本大学大学院研究科の学生定員は、次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

研究科名	専攻名	毎年入学定員	収定員
法学研究科	公法学専攻（博士前期課程）	30	60
	私法学専攻（博士前期課程）	30	60
	政治学専攻（博士前期課程）	15	30
	公法学専攻（博士後期課程）	4	12
	私法学専攻（博士後期課程）	4	12
	政治学専攻（博士後期課程）	4	12
新聞学研究科	新聞学専攻（博士前期課程）	10	20
	新聞学専攻（博士後期課程）	3	9
	哲学専攻（博士前期課程）	10	20
	史学専攻（博士前期課程）	20	40
	国文学専攻（博士前期課程）	15	30
	中国学専攻（博士前期課程）	10	20
	英文学専攻（博士前期課程）	20	40
	ドイツ文学専攻（博士前期課程）	5	10

文学研究科	社会学専攻 (博士前期課程)	15	30
	教育学専攻 (博士前期課程)	10	20
	心理学専攻 (博士前期課程)	20	40
	人文地理学専攻 (修士課程)	20	40
	哲学専攻 (博士後期課程)	3	9
	日本史専攻 (博士後期課程)	3	9
	外国史専攻 (博士後期課程)	3	9
	国文学専攻 (博士後期課程)	3	9
	中国学専攻 (博士後期課程)	3	9
	英文学専攻 (博士後期課程)	3	9
	ドイツ文学専攻 (博士後期課程)	3	9
	社会学専攻 (博士後期課程)	3	9
	教育学専攻 (博士後期課程)	3	9
心理学専攻 (博士後期課程)	3	9	
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻 (博士前期課程)	12	24
	相関理化学専攻 (博士前期課程)	23	46
	地球情報数理科学専攻 (博士後期課程)	2	6
	相関理化学専攻 (博士後期課程)	2	6
経済学研究科	経済学専攻 (博士前期課程)	30	60
	経済学専攻 (博士後期課程)	6	18
商学研究科	商学専攻 (博士前期課程)	30	60
	経営学専攻 (博士前期課程)	30	60
	会計学専攻 (博士前期課程)	30	60
	商学専攻 (博士後期課程)	3	9
	経営学専攻 (博士後期課程)	5	15
	会計学専攻 (博士後期課程)	5	15
芸術学研究科	文芸学専攻 (博士前期課程)	20	40
	映像芸術専攻 (博士前期課程)	20	40
	造形芸術専攻 (博士前期課程)	15	30
	音楽芸術専攻 (博士前期課程)	10	20
	舞台芸術専攻 (博士前期課程)	10	20
	芸術専攻 (博士後期課程)	8	24

国際関係研究科	国際関係研究専攻 (博士前期課程)	10	20
	国際関係研究専攻 (博士後期課程)	3	9
危機管理学 研究科	危機管理学専攻 (博士前期課程)	8	16
	危機管理学専攻 (博士後期課程)	3	9
スポーツ科学 研究科	スポーツ科学専攻 (博士前期課程)	8	16
	スポーツ科学専攻 (博士後期課程)	3	9
理工学研究科	土木工学専攻 (博士前期課程)	40	80
	交通システム工学専攻 (博士前期課程)	20	40
	建築学専攻 (博士前期課程)	50	100
	海洋建築工学専攻 (博士前期課程)	30	60
	まちづくり工学専攻 (博士前期課程)	15	30
	機械工学専攻 (博士前期課程)	35	70
	精密機械工学専攻 (博士前期課程)	25	50
	航空宇宙工学専攻 (博士前期課程)	25	50
	電気工学専攻 (博士前期課程)	35	70
	電子工学専攻 (博士前期課程)	35	70
	情報科学専攻 (博士前期課程)	15	30
	物質応用化学専攻 (博士前期課程)	40	80
	物理学専攻 (博士前期課程)	25	50
	数学専攻 (博士前期課程)	20	40
	地理学専攻 (博士前期課程)	20	40
	量子理工学専攻 (博士前期課程)	20	40
	土木工学専攻 (博士後期課程)	5	15
	交通システム工学専攻 (博士後期課程)	5	15
	建築学専攻 (博士後期課程)	5	15
	海洋建築工学専攻 (博士後期課程)	5	15
	まちづくり工学専攻 (博士後期課程)	3	9
	機械工学専攻 (博士後期課程)	4	12
	精密機械工学専攻 (博士後期課程)	3	9
	航空宇宙工学専攻 (博士後期課程)	3	9
	電気工学専攻 (博士後期課程)	5	15
	電子工学専攻 (博士後期課程)	5	15
情報科学専攻 (博士後期課程)	4	12	

	物質応用化学専攻	(博士後期課程)	7	21
	物理学専攻	(博士後期課程)	5	15
	数学専攻	(博士後期課程)	5	15
	地理学専攻	(博士後期課程)	5	15
	量子理工学専攻	(博士後期課程)	5	15
生産工学研究科	機械工学専攻	(博士前期課程)	30	60
	電気電子工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	土木工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	建築工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	応用分子化学専攻	(博士前期課程)	20	40
	マネジメント工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	数理情報工学専攻	(博士前期課程)	10	20
	機械工学専攻	(博士後期課程)	3	9
	電気電子工学専攻	(博士後期課程)	3	9
	土木工学専攻	(博士後期課程)	3	9
	建築工学専攻	(博士後期課程)	3	9
	応用分子化学専攻	(博士後期課程)	3	9
	マネジメント工学専攻	(博士後期課程)	3	9
数理情報工学専攻	(博士後期課程)	3	9	
工学研究科	土木工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	建築学専攻	(博士前期課程)	20	40
	機械工学専攻	(博士前期課程)	25	50
	電気電子工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	生命応用化学専攻	(博士前期課程)	30	60
	情報工学専攻	(博士前期課程)	25	50
	土木工学専攻	(博士後期課程)	2	6
	建築学専攻	(博士後期課程)	2	6
	機械工学専攻	(博士後期課程)	2	6
	電気電子工学専攻	(博士後期課程)	2	6
	生命応用化学専攻	(博士後期課程)	2	6
	情報工学専攻	(博士後期課程)	2	6

医学研究科	生理系 (博士課程)	12	48
	病理系 (博士課程)	6	24
	社会医学系 (博士課程)	8	32
	内科系 (博士課程)	16	64
	外科系 (博士課程)	22	88
歯学研究科	歯学専攻 (博士課程)	30	120
松戸歯学研究科	歯学専攻 (博士課程)	30	120
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 (博士前期課程)	27	54
	生物資源利用科学専攻 (博士前期課程)	22	44
	応用生命科学専攻 (博士前期課程)	22	44
	生物環境科学専攻 (博士前期課程)	22	44
	生物資源経済学専攻 (博士前期課程)	22	44
	生物資源生産科学専攻 (博士後期課程)	6	18
	生物資源利用科学専攻 (博士後期課程)	5	15
	応用生命科学専攻 (博士後期課程)	5	15
	生物環境科学専攻 (博士後期課程)	5	15
	生物資源経済学専攻 (博士後期課程)	5	15
獣医学研究科	獣医学専攻 (博士課程)	6	24
薬学研究科	薬学専攻 (博士課程)	5	20
総合社会情報研究科	国際情報専攻 (博士前期課程)	30	60
	文化情報専攻 (博士前期課程)	30	60
	人間科学専攻 (博士前期課程)	30	60
	総合社会情報専攻 (博士後期課程)	9	27

専門職学位課程

法務研究科	法務専攻 (専門職学位課程)	60	180
-------	----------------	----	-----

第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 本学創立記念日（10月4日）
- ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
- ⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

#### 第6節 入学・在学・転部・転科・転籍・休学・復学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第17条 学部に入學できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者  
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- ③ 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- ⑦の2 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校

卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

- ⑧ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑨ 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものであり、かつ、本大学の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

第18条 入学を志願する者は、各学部所定の手続によって願出するものとする。

第19条 入学の選抜試験に合格した者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第20条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

3 修業年限は、最低4年とし、在学年限は、8年とする。

4 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部の修業年限は、最低6年とし、在学年限は、12年とする。

5 前2項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

6 第3項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本大学に3年以上在学した者（これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。ただし、第21条第2項第1号から第4号の資格で編入学した場合は、この規定による卒業は認められない。

第21条 編入学とは、他の種類の学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学することをいう。ただし、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学する場合も編入学とする。

2 学部に編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の編

入学試験に合格した者とする。ただし、定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上編入学を許可することがある。

- ① 短期大学（専門職短期大学、外国の短期大学及び我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者
  - ② 高等専門学校を卒業した者
  - ③ 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
  - ④ 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
  - ⑤ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）を卒業した者
  - ⑥ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）に1年以上在学し、編入学できる学部等が定める単位数を修得している者
- 3 編入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。
  - 4 編入学の選抜試験に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
  - 5 編入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
  - 6 編入学の年次は、2年次又は3年次とする。
  - 7 編入学者の在学年限は、許可された編入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から編入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
  - 8 編入学者は、編入学年次の教育課程によって履修するものとする。
  - 9 編入学者の既修単位は、低年次配当科目を優先し、原則として2年次編入学者は、40単位、3年次編入学者は、70単位を基準とし、認定することができる。
  - 10 通信教育部における編入学については、別に定める規程による。
- 第22条 転部とは、所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。なお、法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。
- 2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。
  - 3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。ただし、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。

- 4 転部・転科及び転籍できる者は、次の各号に該当する資格を持つものとする。ただし、定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、許可することがある。
  - ① 本大学に在学中の者で、転部・転科及び転籍できる学部等が定める単位数を修得しているもの
  - ② 人物及び在学中の成績が妥当な者
- 5 転部・転科及び転籍を願った者については、学部等の所定の手続によって願出のものとする。
- 6 転部・転科及び転籍の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 7 転部・転科及び転籍の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 8 転部・転科及び転籍の年次は、2年次又は3年次とする。ただし、4年次への転籍（同一学科間）は、許可することができる。
- 9 転部・転科及び転籍した者の在学年限は、許可された転部・転科及び転籍年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から転部・転科及び転籍が許可された年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
- 10 転部・転科及び転籍した者は、転部・転科及び転籍が許可された年次の教育課程によって履修するものとする。
- 11 転部・転科及び転籍した場合、既修の授業科目は、異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。
- 12 通信教育部における転部・転科及び転籍については、別に定める規程による。

第23条 （削除）

第24条 （削除）

第25条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

- 2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。
- 3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願出で、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。
- 4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

- 5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。
- 6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。
- 7 休学期間は、在学年数に算入する。

#### 第26条 (削除)

第27条 留学とは、本大学が教育上有益と認めるときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

- 2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第28条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続により、次のものがある。

- ① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

- ② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

- ③ 第30条に基づく除籍によるもの

- ④ 第76条及び第77条に基づく懲戒によるもの

- 2 第36条に基づく年度のGPAが1.50未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第29条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学部等に再び入学することをいう。

- 2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学部等に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

- 3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。

- ① 本大学に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者

- ② 病気その他やむを得ない事由で退学した者

- ③ 人物及び在学中の成績が妥当な者

- 4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。

- 5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。
- 6 再入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。
- 7 再入学の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げても許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。
- 10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第 20 条第 3 項又は第 4 項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに 1 を加えて得た年数とする。ただし、医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部においては、在学年限を定めることができる。
- 11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。
- 12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。
- 13 通信教育部における再入学については、別に定める規程による。

第 30 条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

- ① 故なくして学費の納付を怠った者
- ② 故なくして欠席が長期にわたる者
- ③ 在学年限を超えた者

第 31 条 (削除)

#### 第 7 節 履修規定

第 32 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

- ① 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で学部又は大学院研究

科が定める時間の授業をもって1単位とする。

② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については15時間の授業をもって1単位とする。

③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第32条の2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第33条 教育職員の免許状を得ようとする者は、別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。

② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。

③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。

④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めるときに限り、これを行う。

第35条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、E（履修登録したが成績を示さなかったもの）をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（Grade

Point Average, 以下「G P A」という)を用いることができる。

- 3 前項に定めるG P Aは、学業成績のうち、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数（P又はNとして表示された科目を除く）で除して算出する。G P Aは、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、履修登録後、所定の中止手続を取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。
- 5 G P A算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目（単位認定科目としてNと表示された科目を除く）とする。
- 6 G P Aは、学期のG P A、年度のG P A及び入学時からの累積のG P Aとする。
- 7 通年科目は、学期のG P A算出の際には、後学期のG P Aに算入する。
- 8 授業科目を再履修した場合、累積のG P A算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。
- 9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱う。

第37条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

- 2 学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項に定める授業科目の履修については、別に定める。
- 4 学生が許可を受けて他の大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 6 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学

部の定めるところにより単位を与えることができる。

7 学生が本大学に入学する前に大学，専門職大学，短期大学又は専門職短期大学において履修した授業科目について修得した単位については，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

8 学生が本大学に入学する前に行った第6項に規定する学修は，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし，学部の定めるところにより単位を与えることができる。

9 第2項，第4項，第5項及び第7項により修得したものとみなす単位並びに第6項及び第8項により与えることのできる単位は，合わせて60単位を超えない範囲で，卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第37条の2 第32条の2に規定する授業によって修得した単位は，60単位を超えない範囲で，卒業するために必要な単位数に算入することができる。

#### 第8節 卒業及び学士の学位

第38条 第20条に定めた修業年限に達し，所定の授業科目及び単位を修得し，卒業した者に学士の学位を授与する。

第39条 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学部名	学 科 名	専攻分野の名称
法 学 部	法 律 学 科	法 学
	政 治 経 済 学 科	
	新 聞 学 科	
	経 営 法 学 科	
文 理 学 部	公 共 政 策 学 科	文 学
	哲 学 科	
	史 学 科	
	国 文 学 科	
	中 国 語 中 国 文 化 学 科	
	英 文 学 科	
	ド イ ツ 文 学 科	
	社 会 学 科	
	社 会 福 祉 学 科	
	教 育 学 科	
体 育 学 科		
心 理 学 科		
地 理 学 科		
地 球 科 学 科		



生産工学部	電気電子工学科 土木工学科 建築工学科 応用分子化学科 マネジメント工学科 数理情報工学科 環境安全工学科 創生デザイン学科	工 学
工学部	土木工学科 建築学 機械工学科 電気電子工学科 生命応用化学科 情報工学科	工 学
医学部	医 学 科	医 学
歯学部	歯 学 科	歯 学
松戸歯学部	歯 学 科	歯 学
生物資源科学部	バイオサイエンス学科 動物学 海洋生物学 森林学 環境学 アグリサイエンス学科 食品開発学 食品ビジネス学科 国際共生学 獣医保健看護学 生命農学 生命化学 動物資源科学 森林資源科学 海洋生物資源科学 生物環境工学 食品生命学 国際地域開発学 応用生物科学 くらしの生物学	生 物 資 源 学
	獣 医 学 科	獣 医 学

薬	学	部	薬	学	科	薬	学
---	---	---	---	---	---	---	---

### 第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表2の定めるところにより納付するものとする。

- 2 編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては、別に定める。
- 3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第42条 証明手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

- 2 減免・貸給費については、別に定める。

### 第10節 委託生及び外国人留学生

第46条 国又は公共団体から、一定の在学期間と履修科目とを定めて、入学を願い出た者に対しては、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

第47条 委託生の入学資格については、第17条の規定を準用する。

第48条 委託生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、願い出によって単位取得証明書を与えることができる。

第49条 委託生として4年以上在学し、所属学部における所定の単位を修得した者には、学士の学位を授与する。

第50条 委託生の授業料その他本大学に納付するために必要な学費は、委託者から納付するものとする。

第51条 外国人留学生の入学・編入学及び再入学については、第6節の規定を準用する。ただし、特別に選考を行い入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生については、学修の必要に応じて第2章に掲げる授業科目の一部に代え又はこれに加えて日本語科目及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という）を開設することができる。
- 3 前項に定める日本語科目等の授業科目については、当該学部の教授会がこれを審議する。
- 4 帰国生についても第1項及び第2項の規定を準用することができる。

第 52 条 委託生，外国人留学生に関して，本節各条に規定しない事項については，学部学生に関する規定を準用する。

#### 第 11 節 科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

第 53 条 学部の授業科目中の 1 科目又は数科目の履修を希望する者に対して，科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の出願手続等については，別に定める。

第 54 条 科目等履修生は，履修した授業科目について，試験を受けることができる。試験に合格した者には，所定の単位を与えることができる。

第 55 条 学部の授業科目中の 1 科目又は数科目の聴講を希望する者に対して，聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の出願手続等については，別に定める。

第 56 条 国内又は国外の他の大学，専門職大学，短期大学又は専門職短期大学の学生が学部の授業科目の履修を希望するときは，特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の出願手続等については，別に定める。

第 57 条 各学部において，特殊な事項に関する研究に従事しようとする者に対しては，研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は，指導教員の個人指導を受けて研究に従事するものとする。

第 58 条 研究生として入学することができる者は，その学部において選考の上，適当と認められた者に限る。

第 59 条 研究生として入学を志願する者は，所定の出願書類に研究しようとする事項を記載して，学期の始めに願出するものとする。

第 60 条 研究生の在学年限は，1 年とする。ただし，事情によって期間の延長を願出することができる。

第 61 条 研究生は，指導教員及び担任教員の承諾を経て，学部の講義・演習及び実験等に出席することができる。

第 62 条 研究生として，相当の成績を示したと認められる者には研究証明書を与える。

第 63 条 研究生に関して，本節各条に規定しない事項については，学部学生に関する規定を準用する。

## 第12節 教職課程

第64条 本大学に，教職課程を置く。

- 2 教育職員の免許状を必要とする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則に基づき，本大学に設置する教職課程について，所定の単位を修得しなければならない。
- 3 教科及び教職に関する科目（各教科の指導法に関する科目，教諭の教育の基礎的理解に関する科目等）は，次のとおりである。

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
国 語 科 教 育 法 I	2	2		必修を含め，中学校36 単位以上，高等学校28 単位以上を履修しな ければならない。ただし， 高等学校（英語）は32 単位以上を履修しな ければならない。 各教科教育法につい ては，当該の1教科教育 法を必修するものとし る。 各教科教育法Ⅲ・Ⅳは， 中学校に必修。 ただし，中学校（社会） の場合は，社会科・地理 歴史科教育法Ⅰ，社会 科・地理歴史科教育法 Ⅱ，社会科・公民科教 育法Ⅰ及び社会科・公 民科教育法Ⅱを必修と する。 また，高等学校（地理 歴史）の場合は，社会 科・地理歴史科教育法 Ⅰ及び社会科・地理 歴史科教育法Ⅱを必 修とする。 また，高等学校（公 民）の場合は，社会 科・公民科教育法Ⅰ 及び社会科・公民科 教育法Ⅱを必修とし る。	
国 語 科 教 育 法 II	2	2			
国 語 科 教 育 法 III	2		2		
国 語 科 教 育 法 IV	2		2		
社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		2		
社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		2		
社会科・公民科教育法Ⅰ	2		2		
社会科・公民科教育法Ⅱ	2		2		
数 学 科 教 育 法 I	2	2			
数 学 科 教 育 法 II	2	2			
数 学 科 教 育 法 III	2		2		
数 学 科 教 育 法 IV	2		2		
理 科 教 育 法 I	2	2			
理 科 教 育 法 II	2	2			
理 科 教 育 法 III	2		2		
理 科 教 育 法 IV	2		2		
音 楽 科 教 育 法 I	2	2			

音楽科教育法Ⅱ	2	2		
音楽科教育法Ⅲ	2		2	
音楽科教育法Ⅳ	2		2	
美術科教育法Ⅰ	2	2		
美術科教育法Ⅱ	2	2		
美術科教育法Ⅲ	2		2	
美術科教育法Ⅳ	2		2	
保健体育科教育法Ⅰ	2	2		
保健体育科教育法Ⅱ	2	2		
保健体育科教育法Ⅲ	2		2	
保健体育科教育法Ⅳ	2		2	
英語科教育法Ⅰ	2	2		
英語科教育法Ⅱ	2	2		
英語科教育法Ⅲ	2	2		
英語科教育法Ⅳ	2	2		
中国語科教育法Ⅰ	2	2		
中国語科教育法Ⅱ	2	2		
中国語科教育法Ⅲ	2		2	
中国語科教育法Ⅳ	2		2	
ドイツ語科教育法Ⅰ	2	2		
ドイツ語科教育法Ⅱ	2	2		
ドイツ語科教育法Ⅲ	2		2	
ドイツ語科教育法Ⅳ	2		2	
宗教科教育法Ⅰ	2	2		
宗教科教育法Ⅱ	2	2		
宗教科教育法Ⅲ	2		2	
宗教科教育法Ⅳ	2		2	
技術科教育法Ⅰ	2	2		
技術科教育法Ⅱ	2	2		
技術科教育法Ⅲ	2	2		

技術科教育法Ⅳ	2	2			
工芸科教育法Ⅰ	2	2			
工芸科教育法Ⅱ	2	2			
書道科教育法Ⅰ	2	2			
書道科教育法Ⅱ	2	2			
情報科教育法Ⅰ	2	2			
情報科教育法Ⅱ	2	2			
農業科教育法Ⅰ	2	2			
農業科教育法Ⅱ	2	2			
工業科教育法Ⅰ	2	2			
工業科教育法Ⅱ	2	2			
商業科教育法Ⅰ	2	2			
商業科教育法Ⅱ	2	2			
水産科教育法Ⅰ	2	2			
水産科教育法Ⅱ	2	2			
教育原論	2		2	}	1科目選択必修
教育の理念と歴史	2		2		
現代教職論	2	2		}	1科目選択必修
教育制度論	2		2		
教育の社会学	2		2	}	1科目選択必修
発達と学習	2		2		
教育心理学	2		2		
特別支援教育概論	1	1			
教育課程論	2	2			
道徳教育の理論と方法 <sup>*</sup>	2		2		中学校必修
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	2			
教育方法・ICT活用論	2		2	}	1科目選択必修
教授学習論	2		2		
生徒指導・進路指導論	2	2			
教育相談	2	2			

※高等学校は、「大学が独自に設定する科目」の選択科目。

教育実習Ⅰ	4		4	} 1科目選択必修。 ただし、中学校は教育 実習Ⅰ必修。
教育実習Ⅱ	2		2	
教育実習事前・事後指導	1	1		
教職実践演習(中・高)	2	2		

第65条 本大学の学部において、取得できる教員免許状は、次の表に掲げるとおりとする。

1 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

第一部

学部名	学科名	免許教科の種類	
		中学校 一種免許状	高等学校 一種免許状
法学部	法律学科	社会	地理歴史 公民
	政治経済学科	社会	地理歴史 公民
	新聞学科	社会	地理歴史 公民
	経営法学科	社会	公民
	公共政策学科	社会	地理歴史 公民
文理学部	哲学科	社会 宗教	公民 宗教
	史学科	社会	地理歴史
	国文学科	国語	国語 書道
	中国語中国文化学科	国語 中国語	国語 中国語
	英文学科	英語	英語
	ドイツ文学科	ドイツ語	ドイツ語
	社会学科	社会	公民
	教育学科	社会	公民
	体育学科	保健体育	保健体育
	地理学科	社会 理科	地理歴史 理科
	地球科学科	理科	理科
	数学科	数学	数学
	情報科学科	数学	数学 情報
	物理学科	理科	理科
生命科学科	理科	理科	
化学科	理科	理科	



	創生デザイン学科	理科	理科 工業
工学部	土木工学科	技術	工業
	建築学科	技術	工業
	機械工学科	技術	工業
	電気電子工学科	技術	情報 工業
	生命応用化学科	理科	理科
	情報工学科	数学	数学 情報
生物資源科学部	バイオサイエンス学科	理科	理科 農業
	動物学科	理科	理科
	海洋生物学科	理科	理科 水産
	森林学科	理科	理科 農業
	環境学科	理科	理科
	アグリサイエンス学科	理科	理科 農業
	食品開発学科	理科	理科
	食品ビジネス学科	社会	公民 農業
	国際共生学科	社会	地理歴史 公民
	獣医保健看護学科	理科	理科
	獣医学科	理科	理科

第二部

法学部	法律学科	社会	地理歴史 公民
-----	------	----	---------

2 特別支援学校教諭一種免許状

学部名	学科名	免許状の特別支援教育領域
文理学部	教育学科	知的障害者 肢体不自由者 病弱者

第66条 前条の免許状は、所属学部によってその授業科目を限定されることなく、所定の単位の修得によってこれを授与されるものとする。

第67条 所定の単位の修得によって、2種以上の免許状を受けることができる。この場合、同一授業科目についての修得単位は相互の流用が認められる。

第68条 授業科目の種類によっては、教職課程によって修得した単位の若干を、学部において修得すべき単位数の中に入れることができる。

第69条 本大学に、2年以上在学して所定の単位を修得した者には、中学校教諭二種免許状が授与される。

第70条 本大学に、4年以上在学して学士の学位を有し、所定の単位を修得した者には、基礎資格及び修得単位に応じて中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状が授与される。

第71条 普通免許状を有する者で、本大学の所定の単位を修得した者は、基礎資格及び修得単位に応じて特別支援学校教諭一種免許状の授与を受けることができる。

第72条 本大学大学院に、2年以上在学して修士の学位を有し、所定の単位を修得した者には、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状が授与される。

2 本大学大学院において、取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	免許教科の種類	
		中学校 専修免許状	高等学校 専修免許状
法学研究科	公法学専攻	社会	公民
	私法学専攻	社会	公民
	政治学専攻	社会	公民
新聞学 研究科	新聞学専攻	社会	公民
文学研究科	哲学専攻	社会	公民
	史学専攻	社会	地理歴史
	国文学専攻	国語	国語
	中国学専攻	国語	国語
	英文学専攻	英語	英語
	ドイツ文学専攻	ドイツ語	ドイツ語
	社会学専攻	社会	公民
教育学専攻	社会 保健体育	公民 保健体育	
総合基礎科 学研究科	地球情報数理科学専攻	数学 理科	数学 理科 情報
	相関理化学専攻	理科	理科
経済学 研究科	経済学専攻	社会	公民 商業
商学研究科	商学専攻		商業
	経営学専攻		商業
	会計学専攻		商業
芸術学 研究科	文芸学専攻	国語	国語
	造形芸術専攻	美術	美術 工芸

	音楽芸術専攻	音楽	音楽
理工学研究科	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 地理学専攻 量子理工学専攻	技術 技術 技術 技術 技術 理科 理科 数学 理科 社会 理科	工業 工業 工業 工業 工業 工業 工業 工業 情報 工業 情報 理科 工業 理科 数学 理科 地理歴史 理科
生産工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻	理科 理科  理科  数学	理科 理科 工業 工業 理科 工業 数学
工学研究科	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻	技術 技術 理科 数学	工業 工業 工業 工業 理科 数学
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	理科 理科 理科 理科 社会	理科 理科 理科 理科 公民

第73条 (削除)

### 第13節 通信教育

第74条 本大学に、通信教育の課程を置く。

2 通信教育に関する規程は、別に定める。

### 第14節 賞罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手續に関する規定は、別に定める。

### 第15節 寄宿舍

第78条 寄宿舍に関する規定は、別に定める。

## 第3章 大学院

### 第1節 総則

第104条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第105条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

5 本大学院の専門職学位課程に、法科大学院を置き、その目的は、専ら法曹養成のための教育を行うこととする。

6 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

7 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年とする。

8 前項に該当する研究科、専攻又は学生の履修上の区分は次のとおりとする。

法学研究科政治学専攻1年コース

国際関係研究科国際関係研究専攻1年コース

9 博士課程の標準修業年限は、5年（医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科は4年）とする。

10 博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱う。医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の博士課程については前期及び後期の区分をしない。

- 11 法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の標準修業年限は、3年とする。
- 12 第6項、第7項、第9項及び第11項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて第106条第14項に規定する在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 13 第117条第6項の規定により、本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を得た後に、修得した単位に限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、本大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該学生の在学期間を短縮することができる。ただし、当該課程の在学期間を1年未満に短縮することはできないものとする。

第106条 修士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査（芸術学研究科、理工学研究科建築学専攻及び生産工学研究科建築工学専攻に限り、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
法学研究科	公法専攻 私法専攻	法学
	政治学専攻	政治学
新聞学研究科	新聞学専攻	新聞学
	哲学専攻 史学専攻 国文学専攻 中国学専攻	文学

文学研究科	英 文 学 専 攻 ド イ ツ 文 学 専 攻 人 文 地 理 学 専 攻	
	社 会 学 専 攻	社 会 学
	教 育 学 専 攻	教 育 学
	心 理 学 専 攻	心 理 学
総合基礎科学研究科	地 球 情 報 数 理 科 学 専 攻 相 関 理 化 学 専 攻	理 学
経済学研究科	経 済 学 専 攻	経 済 学
商学研究科	商 学 専 攻	商 学
	経 営 学 専 攻	
	会 計 学 専 攻	
芸術学研究科	文 芸 学 専 攻	芸 術 学
	映 像 芸 術 専 攻	
	造 形 芸 術 専 攻	
	音 楽 芸 術 専 攻 舞 台 芸 術 専 攻	
国際関係研究科	国 際 関 係 研 究 専 攻	国 際 学
危機管理学研究科	危 機 管 理 学 専 攻	危 機 管 理 学
スポーツ科学研究科	ス ポ ー ツ 科 学 専 攻	ス ポ ー ツ 科 学
理工学研究科	土 木 工 学 専 攻	工 学
	交 通 シ ス テ ム 工 学 専 攻	
	建 築 学 専 攻	
	海 洋 建 築 工 学 専 攻	
	ま ち づ く り 工 学 専 攻	
	機 械 工 学 専 攻	
	精 密 機 械 工 学 専 攻	
	航 空 宇 宙 工 学 専 攻	
	電 気 工 学 専 攻	
	電 子 工 学 専 攻	
物 理 学 専 攻		

	数 学 専 攻 地 理 学 専 攻	理 学
	情 報 科 学 専 攻 物 質 応 用 化 学 専 攻	工 学 又 は 理 学
	量 子 理 工 学 専 攻	理 学 又 は 工 学
生 産 工 学 研 究 科	機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 土 木 工 学 専 攻 建 築 工 学 専 攻 応 用 分 子 化 学 専 攻 マ ネ ジ メ ン ト 工 学 専 攻 数 理 情 報 工 学 専 攻	工 学
工 学 研 究 科	土 木 工 学 専 攻 建 築 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 生 命 応 用 化 学 専 攻 情 報 工 学 専 攻	工 学
生 物 資 源 科 学 研 究 科	生 物 資 源 生 産 科 学 専 攻 生 物 資 源 利 用 科 学 専 攻 応 用 生 命 科 学 専 攻 生 物 環 境 科 学 専 攻 生 物 資 源 経 済 学 専 攻	生 物 資 源 科 学
総 合 社 会 情 報 研 究 科	国 際 情 報 専 攻	国 際 情 報
	文 化 情 報 専 攻	文 化 情 報
	人 間 科 学 専 攻	人 間 科 学
全 研 究 科		学 術

3 博士課程は，所定の年限在学し，専攻科目について30単位以上（修士課程を修了した者については，その修得単位を含む）を修得，必要な研究指導を受け，博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし，優れた業績を上げた者については，大学院に3年（修士課程に2年以上在学し当該課程を修了

した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。また、第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者及び第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程を修了した者にあつては、修士課程における1年の在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、総合基礎科学研究科における修得すべき単位数は、32単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、法学研究科における修得すべき単位数は、34単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した32単位を含む)、文学研究科における修得すべき単位数は、34単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、生産工学研究科における修得すべき単位数は、35単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した33単位を含む)、経済学研究科における修得すべき単位数は、36単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、商学研究科における修得すべき単位数は、40単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した32単位を含む)、芸術学研究科及び理工学研究科における修得すべき単位数は、40単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、総合社会情報研究科における修得すべき単位数は42単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、新聞学研究科及び国際関係研究科における修得すべき単位数は、44単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した32単位を含む)、工学研究科における修得すべき単位数は、44単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、生物資源科学研究科における修得すべき単位数は47単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、危機管理学研究科における修得すべき単位数は46単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した32単位を含む)、スポーツ科学研究科における修得すべき単位数は46単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)とする。

5 前2項の規定にかかわらず、第116条第3項第2号から第8号までの規定により、博士課程の後期3年の課程に入学した者又は専門職学位課程を修了し、博士課程の後期3年の課程に入学した者については、大学院(専門職大学院を除く)に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し(法学研究科、総合基礎科学研究科及び生産工学研究科においては2単位以上、文学研究科においては4

単位以上，経済学研究科においては6単位以上，商学研究科においては8単位以上，芸術学研究科及び理工学研究科においては10単位以上，新聞学研究科，国際関係研究科及び総合社会情報研究科においては12単位以上，危機管理学研究科及び工学研究科においては14単位以上，スポーツ科学研究科においては16単位以上，生物資源科学研究科においては17単位以上を当該課程で専攻科目について修得し，必要な研究指導を受け，博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし，優れた業績を上げた者については，大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては，3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

6 博士の学位に付記する専攻分野の名称は，次のとおりである。ただし，学術の専攻分野の名称は，学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称	
法学研究科	公法専攻 私法専攻	法 学	
	政治学専攻	政 治 学	
新聞学研究科	新聞学専攻	新 聞 学	
文学研究科	哲学専攻 日本史専攻 外国史専攻 外国文学専攻 中国文学専攻 英文学専攻 ドイツ文学専攻	文 学	
	社会学専攻	社 会 学	
	教育学専攻	教 育 学	
	心理学専攻	心 理 学	
	総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻 相関理化学専攻	理 学
		経済学専攻	経 済 学

商学研究科	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻	商学
芸術学研究科	芸術専攻	芸術学
国際関係研究科	国際関係研究専攻	国際関係
危機管理学研究科	危機管理学専攻	危機管理学
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	スポーツ科学
理工学研究科	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻	工学
	物理学専攻 数学専攻 地理学専攻	理学
	情報科学専攻 物質応用化学専攻	工学又は理学
	量子理工学専攻	理学又は工学
生産工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻	工学

工学研究科	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻	工 学
医学研究科	生理系 病理系 社会医学系 内科系 外科系	医 学
歯学研究科	歯学専攻	歯 学
松戸歯学研究科	歯学専攻	歯 学
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	生物資源科学
獣医学研究科	獣医学専攻	獣 医 学
薬学研究科	薬学専攻	薬 学
総合社会情報研究科	総合社会情報専攻	総合社会文化
全 研 究 科		学 術

7 博士課程に標準修業年限在学し、所定の単位だけを修得して、課程を修了しない者が、引き続き学生として在学する場合は、第14項に定める在学年限の範囲内において、当該大学院分科委員会の許可を受けなければならない。

8 法務研究科専門職学位課程（法科大学院）は、所定の年限在学し、専攻科目について所定の単位を修得し、研究科が別に定める要件を満たした者に専門職学位の学位を授与する。

9 前項の規定にかかわらず、第117条第6項の規定により法務研究科専門職学位課程（法科大学院）に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定によ

り入学資格を有した後、修得したものに限り）を法務研究科専門職学位課程（法科大学院）において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その履修に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で法務研究科専門職学位課程（法科大学院）に在学したものとみなすことができる。

10 第8項の規定にかかわらず、法務研究科専門職学位課程（法科大学院）において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認めるもの（以下「法学既修者」という）に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で在学し、単位については専門職大学院設置基準第25条に規定された範囲で修得したとみなすことができる。なお、単位の取扱いについては別に定める。

11 前項の規定により、法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第9項の規定により在学したとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

12 第10項の規定により、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（専門職大学院設置基準第25条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）は、第117条第8項の規定により修了するために必要な単位数に算入することのできる単位数と合わせて30単位（認定連携法曹基礎課程を修了した者又はこれらの者と同等の学識を有すると認められた者については46単位）（専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）を超えないものとする。

13 専門職学位課程の授与する専門職学位は、次のとおりである。

研究科名	専攻名	専門職学位
法務研究科	法務専攻	法務博士（専門職）

14 大学院における在学年限は、修士課程4年（第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程にあつては2年）、博士後期課程6年とする。ただし、医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の在学年限は8年とする。また、法務研究科専門職学位課程（法科大学院）は6年（第106条第10項の規定が適用される法学既修者は4年）とする。

第107条 本章に規定しない事項については、第1章総則による。

## 第2節 教員及び運営機構

第108条 本大学院の授業及び指導は、大学院教員資格に該当する本大学の教授がこれを行う。ただし、このうち特別の事情がある場合には、准教授、講師又は助教がこれを担当することができる。

第109条 本大学院の学事管理のため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、研究科長をもって組織し、各研究科に共通の重要事項の審議に当たる。

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第110条 各研究科に分科委員会を置く。

2 分科委員会は、その科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

第111条 分科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第112条 分科委員会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第113条 分科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 学生の入学及び課程の修了に関すること。

② 学位論文の審査及び学位の授与に関すること。

③ 前2号に掲げる事項のほか、教育に関する重要な事項で、分科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 分科委員会は、第1項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において分科委員会が審議することと定められている事項については、分科委員会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 分科委員会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第114条 分科委員会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

第115条 大学院の学務は、学長が総轄し、各研究科の学務は、各研究科長がこれを管掌する。

2 研究科長は、当該学部長がこれに当たる。

3 前項の規定にかかわらず、総合社会情報研究科、法務研究科専門職学位課程（法

科大学院)の研究科長については、次の各号のとおりとする。

- ① 総合社会情報研究科については、学長又は当該研究科の教授のうちから学長が任命する者がこれに当たる。
- ② 法務研究科専門職学位課程(法科大学院)については、当該研究科の教授のうちから学長が任命する者がこれに当たる。ただし、当該研究科の運営上特に必要と大学が認めた場合には、学長又は当該関連学部の学部長がこれに当たることができる。

### 第3節 入学及び入学資格

第116条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学を卒業した者
  - ② 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
  - ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - ⑦ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
  - ⑧ 文部科学大臣の指定した者
  - ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - ⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む)であって、本大学の定める単

位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 修士の学位若しくは専門職学位を有する者
- ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代える審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

4 医学研究科・歯学研究科及び松戸歯学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学医学部又は医科大学を卒業した者
- ② 大学歯学部又は歯科大学を卒業した者
- ③ 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者
- ④ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- ⑥ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定

するものの当該課程を修了した者

- ⑦ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - ⑧ 文部科学大臣の指定した者
  - ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - ⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 5 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 6 獣医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
  - ② 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
  - ③ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
  - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
  - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
  - ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 7 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（こ

れに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む) であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

8 薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学における修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者
- ② 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
- ③ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

9 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

10 本大学院においては、他大学大学院からの編入学及び所属する研究科を変更することはできない。ただし、所属する研究科内において専攻の変更を許可する場合がある。

#### 第4節 教育課程及び履修方法

第117条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

- 2 総合社会情報研究科における授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導は、通信教育により行う。
- 3 各研究科における授業科目・単位数及び研究指導並びに履修方法は次条以下による。
- 4 学生が許可を受け、他の研究科又は他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 6 学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 7 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 8 第4項及び第6項により修得したものとみなす単位は、合わせて20単位を超えない範囲（法務研究科専門職学位課程（法科大学院）については、30単位（認定連携法曹基礎課程を修了した者又はこれらの者と同等の学識を有すると認めた者については46単位）（専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）を超えない範囲）で、修了するために必要な単位数に算入することができる。
- 9 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ協議の上、学生が他の研究科、他大学大学院の研究科又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 10 第4項から第9項までの規定は、学生が各研究科の許可を受けて外国の大学に留学する場合にこれを準用する。

第117条の2 教育上特別の必要がある場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う。

- 2 前項に該当する研究科、専攻は次のとおりとする。

修士課程・博士前期課程

研	究	科	専	攻
法	学	研	公	攻
		究	私	攻
		科	政	攻
			法	専
			学	専
			学	専
			治	攻
			学	攻

新聞学 研究科	新聞学 専攻
文学 研究科	社会学 専攻
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学 専攻
経済学 研究科	経済学 専攻
国際関係 研究科	国際関係 研究 専攻
危機管理学 研究科	危機管理学 専攻
理工学 研究科	土木工学 専攻 交通システム工学 専攻 建築学 専攻 海洋建築工学 専攻 まちづくり工学 専攻 機械工学 専攻 精密機械工学 専攻 航空宇宙工学 専攻 電気工学 専攻 電子工学 専攻 情報科学 専攻 物質応用化学 専攻 物理学 専攻 数学 専攻 量子理工学 専攻

博士課程・博士後期課程

研 究 科	専 攻
新聞学 研究科	新聞学 専攻
芸術学 研究科	芸術 専攻
歯学 研究科	歯学 専攻

専門職学位課程

研 究 科	専 攻
法務 研究科	法務 専攻

第129条 医学研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、次のとおりである。

1 博士課程

履修方法に基づき、30単位以上を修得しなければならない。

I 生理系

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
( 主 科 目 )				それぞれ選択により,主科目16単位以上,副科目10単位以上,選択科目4単位以上を含め,合計30単位以上を修得し学位論文を提出して審査を受けるものとする。	
形 態 生 理 学	16		16		
機 能 生 理 学	16		16		
分 子 細 胞 生 理 学	16		16		
神 経 科 学	16		16		
発 生 生 殖 医 学	16		16		
宇 宙 医 学	16		16		
宇 宙 航 空 環 境 医 学	16		16		
薬 理 学	16		16		
細胞再生・移植医学	16		16		
遺伝子・ゲノム医学	16		16		
( 副 科 目 )					
形 態 生 理 学	10		10		
機 能 生 理 学	10		10		
分 子 細 胞 生 理 学	10		10		
神 経 科 学	10		10		
発 生 生 殖 医 学	10		10		
宇 宙 医 学	10		10		
宇 宙 航 空 環 境 医 学	10		10		
薬 理 学	10		10		
細胞再生・移植医学	10		10		
遺伝子・ゲノム医学	10		10		
形 態 病 理 学	10		10		
免 疫 細 胞 学	10		10		

人工臓器・移植医学	10	10		
腫瘍科学	10	10		
感染制御科学	10	10		
病態代謝学	10	10		
中毒学	10	10		
分子病態学	10	10		
分子細胞免疫・アレルギー学	10	10		
衛生・公衆衛生学	10	10		
環境医学	10	10		
医療管理学	10	10		
法医学	10	10		
健康科学・スポーツ医学	10	10		
呼吸器内科学	10	10		
血液内科学	10	10		
膠原病リウマチ学	10	10		
循環器内科学	10	10		
腎臓内科学	10	10		
内分泌代謝内科学	10	10		
糖尿病内科学	10	10		
消化器内科学	10	10		
感染症内科学	10	10		
小児科学	10	10		
循環器小児科学	10	10		
新生児小児科学	10	10		
神経内科学	10	10		
皮膚科学	10	10		
精神医学	10	10		
放射線治療学	10	10		
放射線診断学	10	10		
臨床検査診断学	10	10		

総合診療学	10	10		
リハビリテーション医学	10	10		
呼吸器外科学	10	10		
消化器外科学	10	10		
循環器外科学	10	10		
乳腺内分泌外科学	10	10		
小児外科学	10	10		
整形外科学	10	10		
産婦人科学	10	10		
耳鼻咽喉科学	10	10		
眼科	10	10		
泌尿器科学	10	10		
脳神経外科学	10	10		
麻酔科学	10	10		
救急医学	10	10		
再建外科学	10	10		
(選択科目)				
実験医学序論(1)	1	1		
実験医学序論(2)	1	1		
実験動物学	1	1		
機器分析学	1	1		
生物統計学	1	1		
社会医学概論	1	1		
細胞生物学	1	1		
病態生物学	1	1		
医学医療総論	1	1		
放射線基礎科学	1	1		
がんの生物学	1	1		
腫瘍病理診断学概論	1	1		
がん患者の緩和ケア	1	1		
がん化学療法概論	1	1		
E B M 実践法	1	1		

医療倫理学	1		1		
臨床心理学	1		1		
医療安全管理学	1		1		
臨床研究・教育・指導法	1		1		
ヒトの自然科学認識論(概論)	1		1		
医学英語	1		1		

## Ⅱ 病理系

履修方法に基づき、30単位以上を修得しなければならない。

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
(主科目)				それぞれ選択により、主科目16単位以上、副科目10単位以上、選択科目4単位以上を含め、合計30単位以上を修得し学位論文を提出して審査を受けるものとする。	
形態病理学	16		16		
免疫細胞学	16		16		
人工臓器・移植医学	16		16		
腫瘍科学	16		16		
感染制御科学	16		16		
病態代謝学	16		16		
中毒学	16		16		
分子病態学	16		16		
分子細胞免疫・アレルギー学	16		16		
(副科目)					
形態生理学	10		10		
機能生理学	10		10		
分子細胞生理学	10		10		
神経科学	10		10		
発生生殖医学	10		10		
宇宙医学	10		10		
宇宙航空環境医学	10		10		
薬理学	10		10		
細胞再生・移植医学	10		10		
遺伝子・ゲノム医学	10		10		

形態病理学	10	10		
免疫細胞学	10	10		
人工臓器・移植医学	10	10		
腫瘍科学	10	10		
感染制御科学	10	10		
病態代謝学	10	10		
中毒学	10	10		
分子病態学	10	10		
分子細胞免疫・アレルギー学	10	10		
衛生・公衆衛生学	10	10		
環境医学	10	10		
医療管理学	10	10		
法医学	10	10		
健康科学・スポーツ医学	10	10		
呼吸器内科学	10	10		
血液内科学	10	10		
膠原病リウマチ学	10	10		
循環器内科学	10	10		
腎臓内科学	10	10		
内分泌代謝内科学	10	10		
糖尿病内科学	10	10		
消化器内科学	10	10		
感染症内科学	10	10		
小児科学	10	10		
循環器小児科学	10	10		
新生児小児科学	10	10		
神経内科学	10	10		
皮膚科学	10	10		
精神医学	10	10		
放射線治療学	10	10		

放射線診断学	10	10	
臨床検査診断学	10	10	
総合診療学	10	10	
リハビリテーション医学	10	10	
呼吸器外科学	10	10	
消化器外科学	10	10	
循環器外科学	10	10	
乳腺内分泌外科学	10	10	
小児外科学	10	10	
整形外科学	10	10	
産婦人科学	10	10	
耳鼻咽喉科学	10	10	
眼科学	10	10	
泌尿器科学	10	10	
脳神経外科学	10	10	
麻酔科学	10	10	
救急医学	10	10	
再建外科学	10	10	
造血器腫瘍学	5	5	} がんに特化した専門医 養成プログラム選択者 のみ履修可能
がん薬物動態学	5	5	
放射線腫瘍治療学 (選択科目)	5	5	
実験医学序論(1)	1	1	
実験医学序論(2)	1	1	
実験動物学	1	1	
機器分析学	1	1	
生物統計学	1	1	
社会医学概論	1	1	
細胞生物学	1	1	
病態生物学	1	1	
医学医療総論	1	1	
放射線基礎科学	1	1	

が ん の 生 物 学	1		1	
腫瘍病理診断学概論	1		1	
がん患者の緩和ケア	1		1	
がん化学療法概論	1		1	
E B M 実 践 法	1		1	
医 療 倫 理 学	1		1	
臨 床 心 理 学	1		1	
医療安全管理学	1		1	
臨床研究・教育・指導法	1		1	
ヒトの自然科学認識論（概論）	1		1	
医 学 英 語	1		1	

### Ⅲ 社会医学系

履修方法に基づき，30単位以上を修得しなければならない。

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
( 主 科 目 )				それぞれ選択により，主科目16単位以上，副科目10単位以上，選択科目4単位以上を含め，合計30単位以上を修得し学位論文を提出して審査を受けるものとする。	
衛生・公衆衛生学	16		16		
環 境 医 学	16		16		
医 療 管 理 学	16		16		
法 医 学	16		16		
健康科学・スポーツ医学	16		16		
( 副 科 目 )					
形 態 生 理 学	10		10		
機 能 生 理 学	10		10		
分子細胞生理学	10		10		
神 経 科 学	10		10		
発 生 生 殖 医 学	10		10		
宇 宙 医 学	10		10		
宇宙航空環境医学	10		10		
薬 理 学	10		10		
細胞再生・移植医学	10		10		
遺伝子・ゲノム医学	10		10		

形態病理学	10	10		
免疫細胞学	10	10		
人工臓器・移植医学	10	10		
腫瘍科学	10	10		
感染制御科学	10	10		
病態代謝学	10	10		
中毒学	10	10		
分子病態学	10	10		
分子細胞免疫・アレルギー学	10	10		
衛生・公衆衛生学	10	10		
環境医学	10	10		
医療管理学	10	10		
法医学	10	10		
健康科学・スポーツ医学	10	10		
呼吸器内科学	10	10		
血液内科学	10	10		
膠原病リウマチ学	10	10		
循環器内科学	10	10		
腎臓内科学	10	10		
内分泌代謝内科学	10	10		
糖尿病内科学	10	10		
消化器内科学	10	10		
感染症内科学	10	10		
小児科学	10	10		
循環器小児科学	10	10		
新生児小児科学	10	10		
神経内科学	10	10		
皮膚科学	10	10		
精神医学	10	10		
放射線治療学	10	10		
放射線診断学	10	10		

臨床検査診断学	10	10		
総合診療学	10	10		
リハビリテーション医学	10	10		
呼吸器外科学	10	10		
消化器外科学	10	10		
循環器外科学	10	10		
乳腺内分泌外科学	10	10		
小児外科学	10	10		
整形外科学	10	10		
産婦人科学	10	10		
耳鼻咽喉科学	10	10		
眼科学	10	10		
泌尿器科学	10	10		
脳神経外科学	10	10		
麻酔科学	10	10		
救急医学	10	10		
再建外科学	10	10		
(選択科目)				
実験医学序論(1)	1	1		
実験医学序論(2)	1	1		
実験動物学	1	1		
機器分析学	1	1		
生物統計学	1	1		
社会医学概論	1	1		
細胞生物学	1	1		
病態生物学	1	1		
医学医療総論	1	1		
放射線基礎科学	1	1		
がんの生物学	1	1		
腫瘍病理診断学概論	1	1		
がん患者の緩和ケア	1	1		
がん化学療法概論	1	1		

E B M 実 践 法	1		1		
医 療 倫 理 学	1		1		
臨 床 心 理 学	1		1		
医 療 安 全 管 理 学	1		1		
臨床研究・教育・指導法	1		1		
ヒトの自然科学認識論（概論）	1		1		
医 学 英 語	1		1		

#### IV 内科系

履修方法に基づき，30単位以上を修得しなければならない。

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
( 主 科 目 )				それぞれ選択により，主科目16単位以上，副科目10単位以上，選択科目4単位以上を含め，合計30単位以上を修得し学位論文を提出して審査を受けるものとする。	
呼 吸 器 内 科 学	16		16		
血 液 内 科 学	16		16		
膠 原 病 リ ウ マ チ 学	16		16		
循 環 器 内 科 学	16		16		
腎 臓 内 科 学	16		16		
内 分 泌 代 謝 内 科 学	16		16		
糖 尿 病 内 科 学	16		16		
消 化 器 内 科 学	16		16		
感 染 症 内 科 学	16		16		
小 児 科 学	16		16		
循 環 器 小 児 科 学	16		16		
新 生 児 小 児 科 学	16		16		
神 經 内 科 学	16		16		
皮 膚 科 学	16		16		
精 神 医 学	16		16		
放 射 線 治 療 学	16		16		
放 射 線 診 断 学	16		16		
臨 床 検 査 診 断 学	16		16		
総 合 診 療 学	16		16		

リハビリテーション医学	16	16		
( 副 科 目 )				
形 態 生 理 学	10	10		
機 能 生 理 学	10	10		
分 子 細 胞 生 理 学	10	10		
神 經 科 学	10	10		
発 生 生 殖 医 学	10	10		
宇 宙 医 学	10	10		
宇 宙 航 空 環 境 医 学	10	10		
薬 理 学	10	10		
細 胞 再 生 ・ 移 植 医 学	10	10		
遺 伝 子 ・ ゲ ノ ム 医 学	10	10		
形 態 病 理 学	10	10		
免 疫 細 胞 学	10	10		
人 工 臓 器 ・ 移 植 医 学	10	10		
腫 瘍 科 学	10	10		
感 染 制 御 科 学	10	10		
病 態 代 謝 学	10	10		
中 毒 学	10	10		
分 子 病 態 学	10	10		
分 子 細 胞 免 疫 ・ ア レ ル ギ ー 学	10	10		
衛 生 ・ 公 衆 衛 生 学	10	10		
環 境 医 学	10	10		
医 療 管 理 学	10	10		
法 医 学	10	10		
健 康 科 学 ・ ス ポ ー ツ 医 学	10	10		
呼 吸 器 内 科 学	10	10		
血 液 内 科 学	10	10		
膠 原 病 リ ウ マ チ 学	10	10		
循 環 器 内 科 学	10	10		
腎 臓 内 科 学	10	10		

内分泌代謝内科学	10	10	
糖尿病内科学	10	10	
消化器内科学	10	10	
感染症内科学	10	10	
小児科学	10	10	
循環器小児科学	10	10	
新生児小児科学	10	10	
神経内科学	10	10	
皮膚科学	10	10	
精神医学	10	10	
放射線治療学	10	10	
放射線診断学	10	10	
臨床検査診断学	10	10	
総合診療学	10	10	
リハビリテーション医学	10	10	
呼吸器外科学	10	10	
消化器外科学	10	10	
循環器外科学	10	10	
乳腺内分泌外科学	10	10	
小児外科学	10	10	
整形外科学	10	10	
産婦人科学	10	10	
耳鼻咽喉科学	10	10	
眼科学	10	10	
泌尿器科学	10	10	
脳神経外科学	10	10	
麻酔科学	10	10	
救急医学	10	10	
再建外科学	10	10	
造血器腫瘍学	5	5	} がんに特化した専門医 養成プログラム選択者 のみ履修可能
がん薬物動態学	5	5	
放射線腫瘍治療学	5	5	

( 選 択 科 目 )				
実 験 医 学 序 論(1)	1		1	
実 験 医 学 序 論(2)	1		1	
実 験 動 物 学	1		1	
機 器 分 析 学	1		1	
生 物 統 計 学	1		1	
社 会 医 学 概 論	1		1	
細 胞 生 物 学	1		1	
病 態 生 物 学	1		1	
医 学 医 療 総 論	1		1	
放 射 線 基 礎 科 学	1		1	
が ん の 生 物 学	1		1	
腫瘍病理診断学概論	1		1	
がん患者の緩和ケア	1		1	
がん化学療法概論	1		1	
E B M 実 践 法	1		1	
医 療 倫 理 学	1		1	
臨 床 心 理 学	1		1	
医 療 安 全 管 理 学	1		1	
臨床研究・教育・指導法	1		1	
ヒトの自然科学認識論(概論)	1		1	
医 学 英 語	1		1	

## V 外科系

履修方法に基づき、30単位以上を修得しなければならない。

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
( 主 科 目 )					
呼 吸 器 外 科 学	16		16	それぞれ選択により、主科目16単位以上、副科目10単位以上、選択科目4単位以上を含め、合計30単位以上を修得し学位論文を提出して審査を受けるものとする。	
消 化 器 外 科 学	16		16		
循 環 器 外 科 学	16		16		
乳 腺 内 分 泌 外 科 学	16		16		
小 児 外 科 学	16		16		

整 形 外 科 学	16	16		
産 婦 人 科 学	16	16		
耳 鼻 咽 喉 科 学	16	16		
眼 科 学	16	16		
泌 尿 器 科 学	16	16		
脑 神 经 外 科 学	16	16		
麻 醉 科 学	16	16		
救 急 医 学	16	16		
再 建 外 科 学	16	16		
( 副 科 目 )				
形 态 生 理 学	10	10		
机 能 生 理 学	10	10		
分 子 细 胞 生 理 学	10	10		
神 经 科 学	10	10		
发 生 生 殖 医 学	10	10		
宇 宙 医 学	10	10		
宇 宙 航 空 环 境 医 学	10	10		
药 理 学	10	10		
细 胞 再 生 · 移 植 医 学	10	10		
遗 传 子 · ゲノム 医 学	10	10		
形 态 病 理 学	10	10		
免 疫 细 胞 学	10	10		
人 工 脏 器 · 移 植 医 学	10	10		
肿 瘍 科 学	10	10		
感 染 制 御 科 学	10	10		
病 态 代 谢 学	10	10		
中 毒 学	10	10		
分 子 病 态 学	10	10		
分 子 细 胞 免 疫 · アレルギー 学	10	10		
卫 生 · 公 众 卫 生 学	10	10		

環 境 医 学	10	10		
医 療 管 理 学	10	10		
法 医 学	10	10		
健康科学・スポーツ医学	10	10		
呼 吸 器 内 科 学	10	10		
血 液 内 科 学	10	10		
膠 原 病 リ ウ マ チ 学	10	10		
循 環 器 内 科 学	10	10		
腎 臓 内 科 学	10	10		
内 分 泌 代 謝 内 科 学	10	10		
糖 尿 病 内 科 学	10	10		
消 化 器 内 科 学	10	10		
感 染 症 内 科 学	10	10		
小 児 科 学	10	10		
循 環 器 小 児 科 学	10	10		
新 生 児 小 児 科 学	10	10		
神 經 内 科 学	10	10		
皮 膚 科 学	10	10		
精 神 医 学	10	10		
放 射 線 治 療 学	10	10		
放 射 線 診 断 学	10	10		
臨 床 検 査 診 断 学	10	10		
総 合 診 療 学	10	10		
リハビリテーション医学	10	10		
呼 吸 器 外 科 学	10	10		
消 化 器 外 科 学	10	10		
循 環 器 外 科 学	10	10		
乳 腺 内 分 泌 外 科 学	10	10		
小 児 外 科 学	10	10		
整 形 外 科 学	10	10		

産婦人科学	10	10		
耳鼻咽喉科学	10	10		
眼科学	10	10		
泌尿器科学	10	10		
脳神経外科学	10	10		
麻酔科学	10	10		
救急医学	10	10		
再建外科学	10	10		
(選択科目)				
実験医学序論(1)	1	1		
実験医学序論(2)	1	1		
実験動物学	1	1		
機器分析学	1	1		
生物統計学	1	1		
社会医学概論	1	1		
細胞生物学	1	1		
病態生物学	1	1		
医学医療総論	1	1		
放射線基礎科学	1	1		
がんの生物学	1	1		
腫瘍病理診断学概論	1	1		
がん患者の緩和ケア	1	1		
がん化学療法概論	1	1		
E B M 実践法	1	1		
医療倫理学	1	1		
臨床心理学	1	1		
医療安全管理学	1	1		
臨床研究・教育・指導法	1	1		
ヒトの自然科学認識論(概論)	1	1		
医学英語	1	1		